

令和3年度奨学生募集要領

公益財団法人 高村育英会
(神奈川県認定 指令文第6号)

2020年4月新設の文部科学省「高等教育の修学支援新制度」へ申請の方も対象外の方も、出願資格を満たしていれば、どなたでも従来通りご応募ください。(本制度に限り給付型奨学金の重複受給も可能です)

1. 募集人員

大学生	24名	<u>*今期は10名を目途に増員します</u>
短期大学生	2名	

2. 募集方法

高等学校推薦による予約奨学生	2/3程度
大学推薦による在学奨学生	1/3程度

3. 奨学金の額および給与期間

- 奨学金 月額 50,000円
- 給与期間は奨学生として採用した時から正規の最短修業年限の終期
- 虚偽の申告による著しい不正受給があった場合を除き、奨学金の返還の必要はありません。
- 返還を要さない他の奨学金との重複受給はできません。
(ただし、文部科学省「高等教育の修学支援新制度」給付型奨学金は重複可)

4. 出願資格

令和3年4月、大学に入学し、学業、人物ともに優秀でかつ健康であって学費の支弁が困難と認められる者。

- 学 力
入学選抜時、学力が当該学部の上位2/3以内の者もしくは、推薦入学等でそれに準ずる者。
- 人 物
・学習活動その他生活全般を通じて態度、行動が学生にふさわしく将来良識ある社会人として、活動できる見込みがある者
・本人についてはもちろん、家庭の事情などを総合的にみて途中で学業を放棄しないと思われる者
- 健 康
学校保健法による健康診断で修学に支障がない者、または医師の健康診断により修学に支障がないと判断された者

(4) 家 計 (学費支弁が困難と判定する程度)

下記条件のいずれかに該当し、家計維持者の令和2年分の課税所得が300万円(給与所得の場合 収入が600万円程度)以下であること。

- 母子、父子世帯であること
- 障害者のいる世帯であること
- 長期療養者(6か月以上)がいる世帯であること
- 火災、風水害、盗難等の著しい被害を受けた世帯であること
- 生活保護法による被保護世帯およびこれに準ずると認められる世帯であること
- 上記と同等の事由により、修学が困難な世帯であること

5. 推 薦

- 推薦にあたっては、人物、健康、学力および家計の基準を総合判定し適格者を選考してください。
- 推薦決定に際して人物については特に留意し、学力と家計との関係は後者に重点をおいてください。
- 収入の証明書(給与所得の源泉徴収票など・コピーで可)を添付願います。

6. 募集締切日

大学受付期限=2021年4月15日(木)必着(窓口提出は17:00まで)
郵送の場合は、レターパック等追跡可能な方法で郵送して下さい
原則、2021年5月10日(月)までに当会に到着分をもって締切ります。

7. 選 考

当会 選考委員会により奨学生を選定し、令和3年5月31日を目途に学長を通じて、本人あてご連絡いたします。

8. その他

応募の秘密は厳守いたします。
また、応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。